

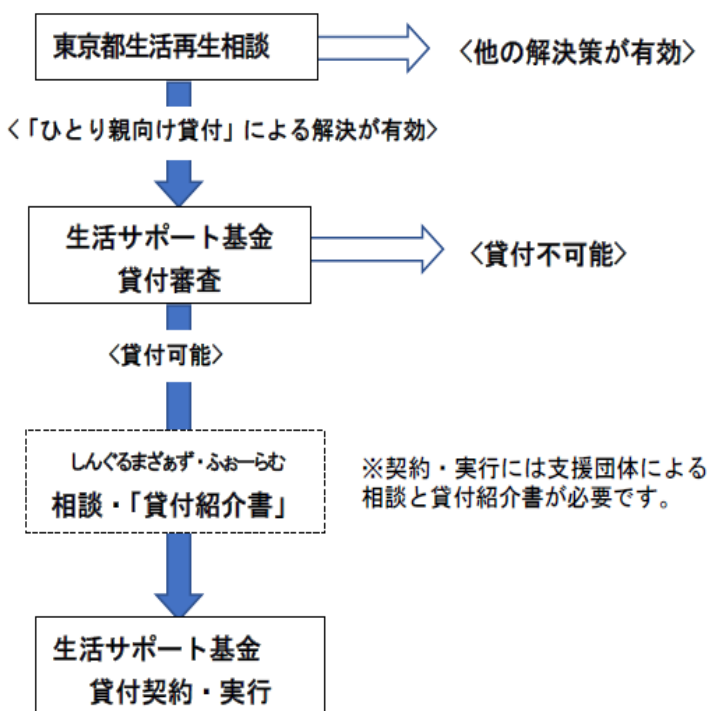
# ソーシャル・エンジェル・ファンド「ひとり親向け貸付」

★この貸付は、2021年10月からの開始を予定しています。

- (1) 申込み対象 東京都に住所のあるひとり親世帯(母子家庭・父子家庭)  
※別居後離婚等の手続き未完の方や出産を控えているシングルの方も含まれます。
- (2) 貸付用途 家計相談の中で確認します。事業向け資金は除きます。
- (3) 貸付利率 年利0.0% 延滞損害金 なし
- (4) 貸付額 1件20万円以内  
※貸金業法上の総量規制(他の債務含め年収の1/3まで)の範囲内
- (5) 返済方式 元金均等返済
- (6) 返済期間 40回(40カ月)以内  
※返済が厳しくなった場合のリスケジュール可能。  
[返済例:借入額20万円、40回返済の場合 月額5,000円]
- (7) 担保・保証人 担保と連帯保証人 なし  
※生活伴走人(連帯して返済義務を負わないが契約者の生活を伴走する方)をつけていただきます。
- (8) 貸付のルール 1)世帯の貸付回数の制限はありません。  
2)国・自治体等の貸付制度および生活サポート基金が行う東京都制度と独自貸付の利用を優先しますが、併用も可能です。  
3)東京都生活再生相談を受け、ひとり親支援組織認定NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむからの貸付紹介を受けた方
- (9) 返済金の扱い 返済されたお金は、再貸付原資と子どもの就学助成の資金として活用します。
- (10) 貸付期間 2021年から2027年までの7年間を予定しています。
- (11) 貸付団体 一般社団法人生活サポート基金  
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ6階  
電話 03-5227-7260 FAX03-5227-7267  
ホームページ <https://www.ss-k.jp/>  
メールアドレス [info@ss-k.jp](mailto:info@ss-k.jp)  
貸金業者登録 東京都知事(2)第31633号  
日本貸金業協会会員第002963号
- ※貸付には審査があります。
- 当法人が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関  
「日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター」  
受付時間 9:00~17:00 休業日 土日、祝日、年末年始  
TEL 0570-051-051

★年度の貸付できる金額に上限があるため、お貸し付けできない場合があります。ご了承ください。

## 貸付までの流れ



## ソーシャル・エンジェル・ファンド

## Social Angel Fund

## ひとり親向け貸付

### 一般社団法人生活サポート基金

東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ6階

相談予約電話 03-5227-7266

### 認定NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ

東京都千代田区飯田橋1-8-9

ニューシティハイツ飯田橋402

電話 03-3263-1519